

- 議 長 日程第2「議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行並びに介護保険法に規定されている第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、第7期期間中の介護保険料の基準額等が変更となることから、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。この改正は、介護保険法施行令の一部改正と第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴う松田町介護保険事業計画等策定委員会の答申を踏まえ、次期平成30年度から32年度までの介護保険料等について提案するものでございます。
- 1枚おめくりください。松田町介護保険条例の一部を改正する条例。松田町介護保険条例の一部を次のように改正する。新旧対照表のほうで御説明いたします。第9条本文、平成27年度から平成29年度を平成30年度から平成32年度に改めます。各号記載の額は、3年間の標準給付費及び地域支援事業費の見込みから、第1号被保険者負担相当額を算出し、調整交付金や準備基金の取り崩し額、予定保険料収納率等をもとに算定したところ、保険料基準額月額5,100円という数値が導き出されました。これを受け、第5号が基準額となりますが、年額で6万1,200円となるものでございます。ほかの各号につきましては、現行と同じ割合で12段階それぞれ算出したものでございます。
- 第6号、租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じは、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行されるための改正でございます。現行では、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を適用されていないため、収用交換等、特定土地区画整

理事業、特定住宅地造成事業など、本人の責めに帰さない理由による土地の売却等の場合でも所得とされるため、これを合計所得金額から控除するよう改正するものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第 7 号の190万未満を200万未満に、第 8 号の190万以上290万未満を200万円以上300万円未満に、第 9 号の290万円を300万円とする改正は、政令に基づく介護保険法施行規則の改正によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。第18条第 3 号の改正は、市町村の質問検査権について、今まで第 1 号保険者のみだったものを第 2 号保険者まで及ぶこととされたものによるものでございます。

条例案の 2 ページをお願いいたします。附則、施行期日、1、この条例は平成30年 4 月 1 日から施行する。経過措置、2、改正後の松田町介護保険条例第 9 条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題になっている本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。